

メキシコの労働組合の特殊性

メキシコの労働組合は世界的に見てもかなり特殊な存在であり、長年の制度・慣行の上に成り立っている。進出する日本企業にとっては、その対応が経営の成否を左右すると言っても過言ではない。

JIGYOU SUPPORT STRATEGY, S.C.

代表 滝本 昇

メキシコの労働組合結成の根拠は、1917年5月1日に制定された憲法の中で定められている労働者の団結権に基づいている。同憲法はメキシコ革命終了時につくられ、当時の政治、社会改革の理念を取り入れた世界的に最先端の近代的憲法として知られている。これら憲法条項の施行法として、31年に連邦労働法が制定された。それまでは各州独自の労働法であったが、連邦労働法では団結権、ストライキ権のほか労働協約締結権が認められ、それぞれ運用上の細かい規則が定められている。

改正労働法で組合活動を透明化

1. 労働組合の登録

メキシコの労働組合は、15歳以上の現役の労働者20人以上で構成することができる。現役の労働者は会社に全員所属していなければならないということではなく、また会社に20人を超える従業員がいなければ労働組合が結成できないということでもない。極端に言えば、従業員が皆無であってもどこかの労働組合に加盟することが可能である。労働組合の登録手続きは、もし連邦管轄の事案を提出する場合は労働社会福祉省(労働省)に、地方管轄の場合は調停仲裁委員会で行わなければならない。この登録手続きに必要な書類は4点で、不備がある場合は登録されない(表1)。

表1 労働組合登録に必要な書類

- (1) 設立総会議事録の公正証書
- (2) 組合構成員のリスト(構成員の名前、所属会社の名称・住所などのデータ)
- (3) 組合規約の認証付きコピー
- (4) 執行部選出会議、議事録の公正証書のコピー

2. 労働組合登録での新たな条件

2012年の労働法改正までは表1の必要書類による法的登録要件が充足されていれば、当局は組合の登録を拒否することはできないとされていたため、比較的簡単に労働組合の登録は認可された。このため、連合や総連合に属していない独立系の組合等がメキシコには無数に存在する結果となった。しかし、これら組合の大部分は活動の実態が不明瞭、あるいは組合内部の資産や会計が不透明であった。12年12月1日から発効した改正労働法では、労働組合の登録を受理した当局には登録内容の開示が定められた。組合の規約については、労働省および調停仲裁委員会のサイトで一般公開されることが義務付けられた。そして組合の登録に際しては前記4点の書類に加えて、①組合住所、②登録番号、③組合名称、④組合執行部員各自の名称、⑤執行部の在任期間、⑥組合構成員の実数、⑦(上部団体に属している場合の)組合の名称、に関する情報の提出が求められ、これらの変更内容を3カ月ごとに通知しなければならないことが定められた。一方、当局は組合が登録申請した60日以内に登録認可の受理、または却下の返答をしなければならないこととなった。

さらに改正労働法により、組合執行部の選出は規約の中で明確な選出方法を定めるよう義務付けられた。財政の透明性に関しては、規約内容に盛り込むと同時に、組合の資産管理および財政状況について、少なくとも6カ月ごとに会員総会で報告することが義務付けられた。組合の構成員は資産管理や財政状況に関して異議申し立てをすることが可能となり、異議申し立ての結果に不服があ